

平成 29 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問 通 告 事 項

9 月 8 日 午 後	<p>魚 谷 悟 議 員 (日 本 共 産 党) 質 問 方 式 : 一 問 一 答 方 式</p>
	<p>1 「核兵器禁止条約」の国連での採択に対する平谷市長の受け止めについて</p> <p>(1) 国連で核兵器禁止条約が採択されことについて、ヒバクシャ署名をされた立場から、どのように受け止めているか</p> <p>(2) 日本政府が核兵器禁止条約を一日も早く調印するよう、何らかの行動を取るべきだと思うが、そういう考えはないか</p> <p>2 来年度から県単位化が実施される国民健康保険制度について</p> <p>(1) 岡山県は3回目の試算を公表している 広島県も試算を行っているはずだが、どうなっているか 今回の試算で、尾道市の保険料はどのようになっているか</p> <p>(2) 3回目の試算は条件を変え、前回より低く算出されるようになっていて聞いているが、2回目の試算と比べてどのような点が違っているのか</p> <p>(3) 一般会計から国民保険会計への繰入について、県議会の答弁を踏まえて、市はどのように考えているか</p> <p>(4) 保険料に大きく関係する基金として、国民健康保険会計の中に「財政調整基金」があるが、この基金の残高は現在いくらあるのか 一昨年度の基金残高はいくらあったのか</p> <p>3 「介護保険制度」について</p> <p>(1) 共同通信が全国の自治体に「総合事業」について行ったアンケート調査に、尾道市は回答したのか その際、なんと回答したのか</p> <p>(2) 3年前に改正された、介護保険法の影響について ア 市が今年度から始めた、要支援1・2の要介護者に対する「総合事業」の予算規模、実施事業者と利用者はどのくらいと想定していたか イ 年度途中だが、これまでの実施事業者数と利用者数はどうなっているか 介護ボランティアなどを活用した事業所や実績があったのか</p>

ウ 一定以上の収入がある要介護者の介護サービス利用料が1割から2割になったことによって、2割負担になった要介護者はどの程度おられ、それは要介護者全体の何%になるのか

エ 特別養護老人ホームの入所資格が要介護1から要介護3に変更になった影響で、尾道市では何人の要介護者の入所資格がなくなったのか 要介護3以上は原則で、緊急性があれば入所できることになっているが、これまでそのような方の入所が何人かあったか

(3) 第7期介護事業計画について

ア 来年度に向けた介護保険制度の主な改正点

- 「現役並み所得」者の利用料の3割化
- 2号被保険者、40歳～64歳の保険料の総報酬割の導入
- 高額介護サービス費の上限額の引き上げなどで、負担増や使いにくさが増すものになっているが、このことについて保険者としてどのように受け止めているか

イ 現在、第7期計画策定に向け、運営委員会で検討がされているが、進捗状況、今後のスケジュール、第6期計画と大きく変わりそうなところはないか

(4) 特養ホームなどの居住系施設に対する要介護者の割合を示す指標に「参酌標準」が過去あり、尾道市は近隣市と比べて低い水準であった 居住系施設に対する要介護者の割合は、尾道市と福山市、三原市、府中市では現在どのようになっているか その内、特養ホームはどの程度か

4 新市建設計画の変更とその後の状況について

(1) 事業ごとに事業費や見込み額はどのようになっており、総額ではどうか 計画変更時の事業費と現在の事業費、見込み額はいくらか

(2) 事業費が減る場合はともかく、増える場合は議会に財政計画を出すべきだと考えるが、どうか また、現在の合併特例債の発行済額はいくらで、発行可能額との差はいくらあるのか

(3) 新庁舎の事業費について

ア 設計業者による積算額が示され時、高いと指摘したが、市として低入札調査で行ったような中身の検討をしたのか それが出来ていたら今回のようなことは起きなかったのではないかと思うがどうか

イ 落札額と別のJVの入札額の差11億6500万円は、企業努力によるものであるとの市の認識は市民誰もが納得しうると考えているか

5 中学校給食について

(1) 市議会が採択した請願の主旨から、教育委員会はデリバリー給食に留めおく考えか、それとも「自校方式を基本とし共同調理場方式」を実施する過程と考えているのか これまで今後どうするのかとの質問に「実施の過程で出てきた課題を整理しながら計画を進めていく」という答弁では、今後どうしようとしているのかよく判らない

(2) 教育委員会の平成28年9月5日付けの文書、「請願に対する処理の報告について」に関して

ア その後、この文書で示した見解は変わっていないか 変わったところがあれば答えてほしい

イ 文書中、「中学校の段階では食に対する一定の理解や判断力も発達しており必ずしも小学校と同様の形での実施が必要であるとは考えておりません」との見解を述べているが、市内の自校又は共同調理場で給食を実施している中学校とどう整合性をはかるのか また、給食を実施している基である「学校給食法」には、小中学校で区別しているわけではない このことについてどう考えているか

ウ 文書中、「本市のデリバリー給食は、献立の作成から食材の発注、調理指示に至るまで給食に関わる業務の大半を教育委員会の責任で実施しており、これらの点で民間調理場を活用していること以外は共同調理場方式となんら遜色ない内容で給食が提供されていると捉えています」と述べているが、自校又は共同調理場方式での中学校給食は、全生徒に実施されてるし、「あたたかい給食」となっている点で、デリバリー給食とは異なっている これをどう説明されるのか

(3) デリバリー給食を実施している尾道市、広島市、呉市、三次市の4市の中で、全生徒に対する割合が82.2%と最も高い。申込率が他の3市と比べて18.5%と半分であるが、なぜこのようなことになっているとお考えしているか

(4) 全国には給食の無料化を実施している自治体があり、増えつつあるが、給食を無料化するといくら予算がかかるか 「子育てするなら尾道よ」に相応しく、小中学校の給食の無料化又は一部補助制度の検討を始めてはいかがか